

第 21 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日時：令和 3 年 1 月 26 日(火)

16 時 10 分～16 時 59 分

場所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

資料 1-1、1-2

2 その他

○次回開催 2 月 12 日(金) 10 時 00 分 第 4 委員会室

【議事の経過】

(開議 16時09分)

牛尾委員長 | 第21回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。

議題1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

牛尾委員長	事務局から説明をお願いします。
下間書記	(以下、資料をもとに説明)
牛尾委員長	これまで検討してきた結果、意見を集約して新しい文言も含めて書いている。法令もそうだが選挙管理委員会の協力も必要だと。例えば審査請求などは、この間松江が市民投票などをやったがあれも選挙管理委員会で本当に住所があるかどうかをチェックしていたし、その確認の上でやった。あのような作業が発生するとのことで。事前にその辺は選挙管理委員会と打ち合わせしながらやっていかないと、議会だけでやるのは無理があるだろうと。今後調整が出てくると思う。
西村委員	あと審査会委員もこれでよいのかということもあるのだが。一応この間の皆の意見をまとめさせていただいて、赤い部分に記述でまとめてあるのだが、特に、順番に行きたいと思うがここはこうだったじゃないのかというところがあればお願いします。
下間書記	3分の1 ページ目の下の赤。ちょっと、まあ意味はわかるのだが「委員とならないこともできる」表現するということでよいのか。書き方だが。
西村委員	今後対応できるような表現にするという意味合い。これを入れるのではなく。
牛尾委員長	その意味はよくわかる。それは別にどうでもよい。
下間書記	この間少し議論した。
西村委員	法令にも相談したときに気にされていたのだが、議員が入らないことでの審査会もあるようにしておくということでのよいのか。
牛尾委員長	(「はい。」という声あり。)
下間書記	この赤の文章が、「ならないこともできる」表現にするというほうがわかりやすいということをお願いしたかっただけ。別に言いたいことはわかる。
牛尾委員長	順番にいこう。
下間書記	2番の学識経験はよいか。
牛尾委員長	学識の表現についてはどうか。いろいろな学識経験者、識見者、専門的な知見を有する者、などいろいろあるが。事務局が言うように学識というからには大学の先生を入れられないといけないかと。どういう案件が具体的に皆さんの頭の中にあるかわからないが、大学はあるので学識といえば学識だけになってもいけないし。どういう表現がよいのか。
笹田委員	広いほうはどちらか。識見者か。
下間書記	識見者である。
笹田委員	広いほうがよいのでは。識見者なら学校に限らないのだろう。満遍な

佐々木委員
下間書記

く、内容によってはこういう人を選びたい人が出てくると思うので、学識ではなく識見者にしたほうが、広く人に当たるほうがよいと思う。

費用弁償なのだが、弁護士などだと違うのか。

費用弁償についても詰めていかないといけないが、人によって変えることはできない。今でいう参考人招致の6千円を当てはめるような規定にすることになるかと思う。

佐々木委員
牛尾委員長

そうすると広く取ったほうが取り扱い的にはよいかと。

別件で浜田市の顧問弁護士に相談したことがあったが、市議会の関係ならちょっとした相談なら、顧問をしているので無料で結構だとのことだった。それはもし決まれば、議長からこういうことになったからよろしくお願ひすると事前に顧問弁護士に頼んでいけば、案件があるないにかかわらずその辺は大丈夫だと思う。

西川副委員長
下間書記
西川副委員長

識見者というのは、あまり一般にというか行政用語なのか。

先ほども指定管理のときの説明に出てきたがよく使う。

普通なら有識者か学識経験者だけど行政用語はとして使うのか。あまり一般的には識見者とは言わない。

下間書記
牛尾委員長

専門的知識を有する者という言い方も、よその市議会では見られる。

これからつくるので、その辺の表現はやさしい表現でよいのではないかとか、例えばご意見があればそうすればよい。ここである程度決めていけばよいわけなのだから。そこまでこだわらなくても、この際。今あるものに手を入れるため皆の意見を広くいただいて決めたい。

下間書記

そこは学識というよりは少し広い意味合いで、ということにしようか。素案をつくる段階でまた変えていけると思うので。

牛尾委員長
下間書記

法令がまた何か言うかもしれないし。

はい。法令に相談したときは、法律などで学識経験がある者とされている場合以外は、基本的には識見者を用いるようなことで、一応は統一を図っているとのことだった。しかしこの会議規則では、学識経験者という言葉を使っている。既に参考人招致の関係で。だから、それに合わせないというなら、それはそれでもよいと言われた。しかし合わせないといけないわけではないので、広い意味でやるのは大丈夫かと思う。今の段階では広いところで、という表現にしておこうか。

牛尾委員長

広い意味の表現をということなので、そこまで置こう。

公開についてはもう、原則公開でこのままでよいかと思う。

4番も、頭にこれを入れるということで問題ないと思うが、これでよいか。

(「はい」という声あり)

次、6番を5の6に入れるか、それとももう少し集約して五つくらいにするかだが。

西村委員

こうしたほうがよいということではないが、一般的にハラスメントといえは日本語に訳せば、私の解釈であるが、嫌がらせというのが私の解

積である。そうすると重複というか、もう少し整理できそうな感じがする。(6)の1段目に「嫌がらせをし」とあるが、これはハラスメントである。私の感覚でいうと。

牛尾委員長

少し前はハラスメントというとその程度だったのだろうが、今はハラスメントにもいろいろな種類があるので。

西村委員

正確に言うと赤で書いたようなことになるのかなという気がするが。ただ私が言うのは「嫌がらせ」と書いてあるのが、表現が重複する感じがした。もう少し整理できそうということが言いたい。

牛尾委員長

これはまだ整理してない。これをどうするかはご意見を伺ってからにしたいと思っている。ハラスメントの定義はやはり必要ではないだろうか。改正した時点での、この特別委員会の見解として、ハラスメントの定義が必要。現時点でのハラスメントとはと書いたほうがよいのかなと。

下間書記

今のように括弧書きで。

牛尾委員長

はい。

西村委員

私の案は、(6)その地位を利用し、ハラスメント括弧で赤に行って、括弧閉じ、行為をしないこと。

牛尾委員長

要は嫌がらせを省くのか。

西村委員

そう。「嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為をしないこと」を削る。その他人権侵害の恐れがある行為をしないこと。大体、黒で書いてある嫌がらせや強制や圧力、それに類することは赤で書いてある。同じことを言っている気がする。黒と赤の部分が。

牛尾委員長

同じようなことではないが、似通っている。人権侵害の恐れというのは、尊厳を傷つけるという部分とダブる。多少は。

その他ご意見はないか。西村委員が言われた内容だと簡単で短くてよい。

(「はい」という声あり)

ほかにご意見は。今のところ西村委員の提案が優勢だが。

下間書記

もう少しすっきりというのは。

佐々木委員

赤い文字のところに、西村委員の提案で強制し圧力が括弧だけど、例えば圧力というのを赤いハラスメント内容の中に入れて、ハラスメントを広く表現することもできるかもしれない。

西村委員

難しいのだが、圧力と脅威はどこが違うのかと言われると、なかなか日本語で答えにくい。どうにでも取れるように同じような意味を並べとけばよいというのであればよいのだが、そういうわけにいかない、こういうものは。結構厳密だし。

牛尾委員長

第三者が見て、圧力かけている議員と見えたとしても、本人は全然脅威や自覚がないということもあるかもしれない。

悩みすぎると、またすっきりしなくなる。脅威を圧力に変えるか。どうか。

佐々木委員

脅威と圧力とでは少し違う感じもする。圧力より脅威のほうが少し意

笹田委員

味合いが強い気がする。

これ、ハラスメントという言葉を入れないといけないだろうか。逆に。今調べてみると39種類ある。これが全部そこに集約できるかというところでもない。いろいろなハラスメントがある。

牛尾委員長

ハラスメントを外して赤を残すという考え方もありだろうか。

沖田委員

一番シンプルな感じである。

笹田委員

赤のところと上のところ、要らない部分を削ればよいのでは。

牛尾委員長

そうすると「その地位を利用して、行為者の意図にかかわらず」というつなぎ方。

笹田委員

ここでいう世間一般的なハラスメントとはパワハラではないか。

古森局長

パワハラ、モラハラだろう。

笹田委員

それくらいだろう。

西村委員

ハラスメントの概念というか解釈は、かなり時代とともに変わってくる面があると私は思う。だからハラスメントは残すべき、残したほうがよい気がする。

笹田委員

ハラスメントで括弧書きしてしまうと、ハラスメントはそれだけという感じになる。それはおかしいと思った。

西村委員

それが難しいところで、「等」を入れると例えばよいのか。そのような逃げ道もいけない気はする。

牛尾委員長

そうすると「脅威を与えること等をいう」かな。言い換えると。

西村委員

「等」には何が入るのか。

牛尾委員長

それかあっさり赤字をなくして、「その地位を利用し、ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと」と書くと、さっぱりしすぎているが。

笹田委員

いろいろな場面での嫌がらせやいじめをいうとある。根本的なハラスメントの定義は。

西田委員

ハラスメントの場合は、自分は普通に言ったつもりが、相手にとって人それぞれで、敏感な人がいる。こちらはそれほど悪意がなく、普段どおりの言葉で、言葉遣いもあるのだが、簡単に言ったことが、相手にとってはすごく敏感な人だったら物すごく刺さるように感じる方も結構おられる。それはわからない。

西村委員

それは駅伝でも言っていた。男になったとかいう表現を監督がしたということで、それについて賛否両論があると。そういうことが実際にあるわけだから。では思いつくことを全部文字にしてやるわけにいかないから、私は「ハラスメントその他人権侵害」であっさりおさめたほうがよい気はする。時代とともに変わっていく部分も結構あるのだから。

牛尾委員長

今は肩を触ってもハラスメントと言われる。

西村委員

場合によってはそういうこと。

笹田委員

そうすると定義の書き方だけ間違えないように。

牛尾委員長

定義の書き方が難しい。定義が難しいなら、定義を書かないようにし

- ようか。読み取る人にお任せして。そういう考え方もある。何か事例があるか。
- 下間書記 昨日打ち合わせしたときに、これは時間がかかるなと思った。
- 西村委員 前回の資料の2ページ目一番下、検討の③が「ハラスメントその他人権侵害の恐れのある行為」と端的に書いてある。このハラスメントの後ろに括弧書きにつけて、「ハラスメントとその他人権侵害の恐れのある行為」とやったら。
- 下間書記 頭につけるなら「その地位を利用して」というのがあるだろう。それをつけるかつかないかくらい。
- 下間書記 括弧書きのハラスメントの定義はやはり要るかと思うのだが。それは今の括弧書きの赤字ではだめか。
- （ 「それでよい」という声あり ）
- では、今の案としては、「ハラスメント（その他人権侵害の恐れのある行為）はしないこと」としておこうか。また練っていくことはできると思うので。
- 笹田委員 そうですね。
- 古森局長 その前段の「その地位を利用して」はどうか。
- 下間書記 それはひとまず置いておこう。地位を利用しようがしまいが、そういうことはしない。
- 牛尾委員長 ではそこは、6番でよいか。理由と根拠をここで話してもあれだから。
- 下間書記 はい。
- 牛尾委員長 理由と根拠は任せていただいて。時間を要するので。一応そこで計画は終わりかな。
- 下間書記 もう1個資料をつけていたのが、資料1-2なのだが、これは今の議員政治倫理条例の条文を真ん中に書いて、右側に検討結果を対比させているのだが、このような感じで改正していくのだが、改正していく中で、今あるところの例えば5条の審査請求に、新しい検討結果をそのまま入れられるかどうかはわからないので、つくり的なことは法令と相談させてほしい。いろいろな見出しもあるが見出しも直していかないといけないかもしれないし、どこかの見出しと一緒にしたほうがよい場合もあるかもしれない。
- 牛尾委員長 それは法令と打ち合わせをして。
- 下間書記 はい。
- 牛尾委員長 そういうことでよろしいか。
- （ 「はい」という声あり ）
- 下間書記 1個確認なのだが、この特別委員会でどこまでするか。検討結果ということで今の段階でこういう検討結果になったので、題が深いということで議長に報告するやり方もあるし、まだ条例の文言的なことは全くできていないので、そこまでをざっとつくった上で検討結果として議長に上げて、議会運営委員会から条例改正を提案するのか。

牛尾委員長

一応完璧なものに仕上げ、議長に渡すのがよいか、それとも途中経過で渡すのがよいか。任期は10月なので、10月までかければできよう。だからやはりきちんとつくって渡すということで、この件はこれ以上議論しても進まないかなと思うので。お任せ願えるか。でき上がったものを議長に渡して議会運営委員会でたたいてもらうということで。

(「はい」という声あり)

そうすると次は、次回の検討事項になるのかな。

下間書記

はい。

牛尾委員長

タブレットに今配信された引継ぎの資料を見てほしい。1から12まであるが、1番は議会運営委員会でやるから。会派代表質問は、この間議論したのだったか。

下間書記

はい、今までどおりというか。

牛尾委員長

政務活動費の使途基準はだいぶやった。

下間書記

これは広報費を対象とするか、監査からの指摘についてはやったので終了している。

牛尾委員長

あとは行政視察目標を実施。これは行政視察報告会を開いて、全議員の前でやるという話だったか。そこまで行ってなかったか。代表者ではなく全員が報告書を出すという話だったか。

(「はい」という声あり)

どちらにしても時間が迫っているので、一応4番から12番の中で、限られた残りの任期を順番に、緊急度の高いものからやっていくということで、次回以降はよろしいか。

(「はい」という声あり)

ここに書いてないことで、10月までにやってほしいことがあれば、次回に各委員あれば一つ、複数あると終わらない場合があるので。これだけはやっておきたいなというものがあれば一つ持ち寄っていただければ。複数でも構わないが。そのようなことで。副委員長から何かあるか。

西川副委員長

それでよい。

牛尾委員長

ではそういうことで、今回は皆から持ち寄っていただくことと、4番以降について任期まで重要度の高いものからやっていくということで、今日はこの程度で会議を置きたい。

議題2 その他

牛尾委員長

次回の予定を。事務局は次やるとしたらどのくらいのタイミングがよいか。

下間書記

やる内容によるのだが、条例の素案をつくるのはかなりかかると思う。今日の検討結果をまとめるのはすぐできると思うが。もしやるとすれば新しい項目をやっていく。

先ほどの引き継ぎ検討項目の中で、上からやっていくのと、委員から何かあればそれを出していただく。

牛尾委員長 とりあえず次回は4番から12番までの中で、正副でこの中のこれを先にやっておこうということ話し合いをして、次回皆に提示したい。

その件と、お一人一つくらい。なければ別段、これに従ってやればよいのだが、ぜひ任期内にやってほしいということがあれば提案してもらおうということにしようと思うが、それでよいか。

下間書記 あと広報広聴と重ならないというところが。議会改革は広報広聴との絡みも大変多いのだが、最近、議会広報広聴委員会が積極的に活動されているので。

牛尾委員長 例えば11番の議場解放などは、僕は議場コンサートでもやってほしいと思うのだが、広報広聴ではあまりそういう声が上がってない。

西川副委員長 上がったこともあるが今は。

近重係長 一応視察には行っている。

牛尾委員長 議員定数は12番をやっているし。予算決算委員会のあり方はここで一応やっておかないとどうなのかというのがある。

笹田委員 予算決算委員会のあり方などは、委員会のやり方なので議会運営委員会でやったほうがよいかと思うのだが。

牛尾委員長 議会運営委員会だろう。

笹田委員 運営に関する事なので。

牛尾委員長 8番の委員会と各種団体との意見交換会の制度化というのは、各常任委員会のあり方もあるし、広報のあり方もあるし、この辺は議論しておいたほうがよいのか。

笹田委員 議会広報広聴委員会で進めている。

牛尾委員長 議会広報広聴委員会と重複する部分があるので、それは分けて、そちらはどんどんやってもらえばよい。

下間書記 新しい改革となると5番の政策サポーター制度など。

牛尾委員長 これは市民サイドの視点からいえば、サポーター制度は必要なのではないかと思う。

下間書記 6番も新しいといえば新しい。

牛尾委員長 通年会期なので定例会議以外のときにどうしてもきちんとした答えがいただきたいとき、部課長のところへ行ってどうなのだというのではなく、正式な申し入れ書みたいな。国会は鈴木宗男氏がかつて一人で会派がないときに、年間2500本出したという話を聞いたことがある。この辺を深掘りしようか。

5番、6番あたりを。それも正副で、ここは10月までにやれそうだというものを、たたき台をつくる。

日にちを2月中旬がよいのだろうか。

《 以下日程調整 》

ということで、12日10時。

下間書記 議題は正副で決めると。

牛尾委員長 正副が一応もんで早目に送らせてもらって。それと皆さんから持ち寄

下間書記
牛尾委員長

られたものの残りの中でできそうなものからやるということで。

それは12日に皆から発表してもらおう形にするか。

事前に出してもらおう。何日までに出してもらおうか。8日の17時までくらいにしようか。2月8日17時が締め切りで皆さん方から出たテーマと。

西川副委員長
牛尾委員長

8日の午前中くらいまでに集めてもらえれば。

そうすればつくりやすい。8日の午前中までに、何度も訂正して申しわけない。8日の12時までにテーマがあれば出す。ない場合でも、なしと連絡いただきたい。返事がなければ出るのではないかと気を使うので。お任せでも結構なので。2月8日午前中、12時までに、10月までに扱ってほしいテーマがあれば各自一つくらい上げてほしい。よろしく願います。

では次回は12日の10時ということで、本日はこれで散会したい。

(閉議 16時59分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

⑩